

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	一
○救急医療機関の認定	（医療政策課）	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	（障害福祉課）	三
○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定	（農村整備課）	三
○道路の区域変更	（道路課）	三
○道路の供用開始	（同）	四
○廃川敷地等の発生	（河川課）	四
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可	（都市計画課）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（デジタルみやぎ推進課）	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（精神保健推進室）	七
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（教育庁生涯学習課）	七
○秋さげ固定式刺し網漁業の制限		九

## 告 示

○宮城県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅介護支援

事業所の名称 指定居宅介護支援事業所 ほっと なとり	事業所の所在地 名取市増田五丁目十三番三十五号	申請者の名称 社会福祉法人名取市 福祉協議会 会長	申請者の所在地 名取市増田五丁目十三番三十五号	指定年月日 令和四年二月三十一日
----------------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------

二 訪問看護

事業所の名称 訪問看護ステーション「愛さんさん 石巻」	事業所の所在地 石巻市大街道東三〇八一二五	申請者の名称 愛さんさんビレッジ株式会社 代表取締役	申請者の所在地 石巻市大街道南四一六一二〇	指定年月日 令和四年一月一日
-----------------------------------	--------------------------	----------------------------------	--------------------------	-------------------

三 介護予防訪問介護 介護予防通所介護

事業所の名称 七ヶ宿町高齢者生活福祉センター	事業所の所在地 刈田郡七ヶ宿町字関一八四	申請者の名称 社会福祉法人七ヶ宿町社会 福祉協議会 会長	申請者の所在地 刈田郡七ヶ宿町字関一八四	指定年月日 令和四年五月一日
---------------------------	-------------------------	------------------------------------	-------------------------	-------------------

四 居宅療養管理指導

事業所の名称 みなみかた歯科医院	事業所の所在地 登米市南方町山成二〇七番地六	申請者の名称 太田 富之	申請者の所在地 登米市南方町山成二〇七番地六	指定年月日 令和四年四月二十三日
---------------------	---------------------------	-----------------	---------------------------	---------------------

五 地域密着型介護老人福祉施設 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称 グループホームたんぼぼ	事業所の所在地 遠田郡美里町北浦字米谷七三番地三	申請者の名称 有限会社Konno 代表 取締役	申請者の所在地 遠田郡美里町北浦字米谷七三番地三	指定年月日 令和四年七月一日
-----------------------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-------------------

六 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称 おやま薬局	事業所の所在地 岩沼市桜一丁目二二二六	申請者の名称 株式会社TIPメデイカル 代表取締役	申請者の所在地 仙台市太白区茂庭台四丁目三二二七〇六	指定年月日 令和四年六月一日
-----------------	------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------

七 居宅療養管理指導

事業所の名称	たかはし中央薬局	事業所の所在地	多賀城市高橋五丁目一六一二	申請者の名称	アボクリート株式会社 代表取締役	申請者の所在地	東京都豊島区東池袋四丁目五二二	指定年月日	令和四年四月一日
--------	----------	---------	---------------	--------	------------------	---------	-----------------	-------	----------

○宮城県告示第五百七十号  
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。  
令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
泉病院	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目一	令和四年八月七日	令和七年八月六日
松田病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷十七	令和四年八月七日	令和七年八月六日

○宮城県告示第五百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。  
令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二二〇〇一二五	楽園ファーム 刈田郡蔵王町宮字願行寺五〇一六	型 就労継続支援 B	社会福祉法人 大泉会	令和四年七月三十一日
○四二二〇〇一三三	くるみファーム 刈田郡蔵王町円田字土浮山五二番地他	型 就労継続支援 B	社会福祉法人 大泉会	令和四年七月三十一日
○四二二〇〇一四一	ウインデイズ・ヴィラ蔵王 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字西集団九五番地一	型 就労継続支援 B	社会福祉法人 大泉会	令和四年七月三十一日

○宮城県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業山元東部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。  
令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示			
市町村名	大字	字	地番
山元町	山寺	花笠	一九
同	同	同	二
同	同	同	二〇
地目	用途	地積 m <sup>2</sup>	
畑	畑	畑	三、〇二九
畑	畑	畑	八四五
畑	畑	畑	一二六

○宮城県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、令和四年八月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
A	一〇・六	一、四一八・六	上記A及び	

本吉郡南三陸町戸倉字西入三一番一 地先から 同郡同町戸倉字雷前七番一 地先まで		前 B	一三・五 一〇四・六	一、九四七・五	Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後 B	A	一三・五 一〇四・六	一、九四七・五		

○宮城県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年八月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	一一三号	白石市福岡蔵本字箱森一三八番三五地先から 同市福岡蔵本字箱森一三八番二四地先まで	令和四年 八月九日

○宮城県告示第五百七十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川名取川水系南貞山運河

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和四年一月二十日

三 廃川敷地等の位置

名取市下増田字台林八十五番三、八十五番四、百十五番二、百十六番三、百十六番四、百十七番

二、百十七番三、百十八番三、百十八番四、百四十一番二、百四十一番三、百四十二番三、百四十

二番四、百四十三番三、百四十三番四、百六十二番六、百六十二番七、百六十五番五、百六十五番六、百六十六番七、百六十六番八、百六十六番九、百六十六番十、百六十七番四、百六十七番五、五百二十四番五十九、五百二十四番六十、五百二十四番六十一、五百二十四番六十二  
四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 千五百一・四四平方メートル

○宮城県告示第五百七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称

岩沼市早股松原土地区画整理事業

二 事務所の所在地

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

三 施行認可の年月日

令和三年二月二十五日

四 変更認可の年月日

令和四年八月二日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 令和5年度情報通信ネットワーク設計構築・試験・移行・運用保守・機器貸借業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和九年九月三十日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 外

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本調達は、本業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体

(以下「企業連合」という)、単独企業又は個人による総合評価一般競争入札とする。  
 なお、企業連合の結成は自主結成とし、この場合は「令和5年度情報通信ネットワーク設計構築・試験・移行・運用保守・機器賃貸借業務に関する包括的業務委託企業連合協定書」(様式四)を参考に協定を締結すること。

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たし、宮城県知事の総合評価一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿(以下「登録簿」という)に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更正計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 本件に係る入札説明書等の原本の交付を受けていること。

9 次に掲げる全ての認定を有していること。

(一) ISO9001(品質マネジメントシステム規格)の認定を有していること。

(二) ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)又はプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独で本入札に重複して参加することができない。

11 入札参加資格申請場所 登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三三

五) へ令和四年八月二十三日(火)午後五時までに申請すること。  
入札書の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び提案依頼書の交付場所、問い合わせ先  
宮城県企画部デジタルみやぎ推進課ネットワーク最適化班(担当 洞口 浩太 電話〇二二一

二二一―二四七五)  
2 入札説明書及び提案依頼書の交付期限  
令和四年八月三十一日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和四年八月二十六日(金)午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査  
(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、郵送による場合は、令和四年八月三十日(火)午後五時までに、宮城県物品等電子調達システム又は持参による場合は、令和四年八月三十一日(水)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限  
令和四年九月八日(木)正午までに1あて提出することとし、郵送の場合は、同日同時までに到達すること。

5 入札書の提出期間等  
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
入札の期間 令和四年九月八日(木)午前九時から令和四年九月二十日(火)午後五時まで  
(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合  
イ 提出期間  
(イ) 郵送の場合 令和四年九月八日(木)午前九時から令和四年九月二十日(火)午後五時まで  
(ロ) 持参の場合 令和四年九月八日(木)午前九時から令和四年九月二十一日(水)午前十時まで

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

ロ 提出場所 千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県企画部デジタルみやぎ推進課ネットワーク最適化班

提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

6 開札の日時及び場所  
令和四年九月二十一日(水)午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 デジタルみやぎ推進課  
入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者及び三三における審査により資格を有しないとされた者

五 その他  
1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書の作成の要否 要

7 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Design, construction, testing, migration.

operations maintenance, and equipment leasing services of information and telecommunications network for fiscal year 2023 (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to September 30, 2027

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture) and other locations

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : September 21 (Wed), 2022, 10 : 00 am. Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : September 20 (Tue), 2022, 5 : 00 pm.

6 Contact Information: Kota Horaguchi, Network Management Section, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN Tel.: 022-211-2475

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆうやけ調剤薬局	多賀城市高崎三丁目二七―二六	令和四年八月一日
アイン薬局 名取美田園店	名取市美田園七丁目一八―二	令和四年八月一日
アイン薬局 利府店	宮城郡利府町沢乙東二―六	令和四年八月一日
アイン薬局 本船迫店	柴田郡柴田町大字本船迫字上町二六―三	令和四年八月一日
クスリのアオキ藤浪薬局	岩沼市藤浪一丁目四番一〇号	令和四年八月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市本郷字大門三番一、四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 名取市本郷字大門五十二番地 越河 秀夫

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館所蔵品デジタル業務 一式

2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から令和五年二月二十八日まで

4 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年八月二十六日（金）午後五時までに提出すること。

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

3 入札説明書及び仕様書の交付期限  
宮城県教育庁生涯学習課社会教育施設整備班（担当 神尾 電話〇二二一二一一三六六三）  
令和四年八月二十二日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和四年八月十六日（火）午後五時までに2あて申し出ること。

なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月六日（火）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
令和四年九月十四日（水）午前九時から令和四年九月二十二日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合  
令和四年九月十四日（水）午前九時から令和四年九月二十二日（木）午後五時まで（郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するよう提出すること。）

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年九月二十六日（月）午前十時 宮城県行政庁舎十六階 一六〇一会議室

四 入札に参加することができない者



五 その他  
 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする ことの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Digitalization of Miyagi Prefectural Library's collection (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to February 28, 2023

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Library

4 Deadline and Place for Bid Submission : September 22, 2022 (Thur.), 5 : 00 p.m. Social Education Facilities Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government

5 Time and Place for Bid Selection : September 26, 2022 (Mon), 10 : 00 a.m. Conference Room 1601, 16<sup>th</sup> floor of the Miyagi Prefectural Government Building

6 Contact Information : Social Education Facilities Management Section, Life-Long Learning

Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3663  
 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

**宮城海区漁業調整委員会**

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式刺し網漁業（以下「さけ固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和四年八月九日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和四年九月一日から令和五年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 漁業時期

令和四年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百三十九隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 令和三年度において、さけ固定式刺し網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、

宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）  
 (二) 令和三年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和元年度及び令和二年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 令和二年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、令和二年度において水揚げ実績を有する者。

(3) 令和三年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 令和四年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は十一隻以内とする。

七 操業の条件

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第三百号）第六十条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さげ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 漁業時期終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さげ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さげ固定式刺し網漁業の制限（令和四年宮城県漁業調整委員会指示第一号。）四の承認を受けようとする者は、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和四年八月二十四日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書（様式第二号）
- (三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）
- (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
- (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第四号）

(六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表（様式第五号）を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)  
 第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む）を確認の上、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認証（様式第六号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一 電話〇二二一三六六一二二三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二五一九五一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番一 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二六二二一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第一号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住 所 氏 名 印

秋さけ固定式刺し網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 漁業時期 令和4年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶 丸

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業の種類	漁業	漁業	漁業	合計
漁獲物の種類				
操業期間				
操業日数(日)				
航海回数(回)				
漁獲予想数量(kg)				
漁獲予想金額(円)				
乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費			
	燃料費			
	費			
合計				

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住所			
氏名	印		
生年月日	年	齢	歳
漁業形態	1: 漁船漁業専業 2: 養殖との兼業 3: 養殖専業 4: 漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。		
漁業従事年数			
使用漁船	船名	漁船登録番号	MG -
	推進機関の種類及び馬力	(kW・PS)	総トン数
年間操業実績			

No	漁業種類	操業期間	水揚数量(kg)	水揚金額(千円)
1		(○月○旬~○月○旬)		
2				
3				
4				
5				
6				
合計				

※前年度(4月から翌年3月まで)における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

(A4縦)

(様式第4号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)

住 所  
氏 名

殿

(漁船所有者)

住 所  
氏 名

印

秋さけ固定式刺し網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城海区漁業調整委員会の秋さけ固定式刺し網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

1 承諾期間

2 船名及び漁船登録番号

3 総トン数

4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第5号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

\_\_\_\_\_ 漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁船登録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承認証番号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4横)

(様式第6号)

(表)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住所 氏名	
1 漁業時期 令和4年9月25日 から 令和4年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件 裏面記載のとおり	
年 月 日	
宮城海区漁業調整委員会 会 長	印

(A4縦)

(様式第6号)

(裏)

操業の条件(委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(令和2年宮城県規則第103号)第60条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式刺し網漁船は、沖合及びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラウナル回避に努めなければならない。
- 12 漁業時期終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し(委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 書換する事項

宮さけ第

号

丸

項 目	書 換 前	書 換 後
4 書換を必要とする理由		

(A4縦)

(様式第8号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 滅失(き損)の理由

宮さけ第

号

丸

(A4縦)

(様式第9号)

宮さけ第 号〇

- 1 文字及び数字（承認証番号）の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（承認証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。



(様式第10号)

秋さけ固定式刺し網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		承認証番号	宮さけ第	号
氏名	印	船名		
乗組員	人	総トン数		
刺網の模	目合： 寸 分 ( cm)	漁船登録番号	MG	-
	総延長： m・使用反数： 反	推進機関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

日	漁場番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円)※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式刺し網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他( ) ( )	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

### 宮城県地先海面における「秋さけ固定式刺し網漁業」操業区域

